

ケルビン・チア・ヤンゴン・リミテッドが ASEAN Business Awards の次点を受賞

ケルビン・チア・ヤンゴン・リミテッド（以下「KCY」）は、ASEAN ビジネス・アドバイザー・カウンシルにより、ASEAN 地域における中小企業部門の次点に選出された。

中小企業部門のミャンマー国内賞の受賞に加え、KCY は、2014 年 11 月 11 日にネピドーで開催された ASEAN Business Awards 授賞式において、同部門の ASEAN 地域における選考でも次点を受賞した。KCY は、東南アジア各地からの 120 の候補者の中から選考された。

KCY は、この受賞を、ミャンマーと共に成長する法律事務所として、優れたサービスを提供すべく献身を続けてきたことが評価されたものである、と理解している。

通信情報技術省は通信ライセンスに関する規則を公表した

ライセンスに関する規則は、通信ライセンスの申請手続を整え、ライセンス保有者の権利義務を明らかにしている。

2014 年 10 月 14 日、通信情報技術省（“Ministry of Communications and Information Technology”）は、2013 年通信法（“Telecommunications Law”）の委任規定に基づき、通信ライセンスに関するライセンス規則を発行した。

規則は、通信法に基づく 4 種類の通信ライセンス、(1) Network Facilities Service (Individual) License (NFS-I)、(2) Network Facilities Service (Class) License (NFS-C)、(3) Network Service License、及び(4) Application Services License の申請に必要な手続を定めている。また、規則は、各ライセンスによって認められる活動を詳細に記載し、ライセンス保有者の一般的・具体的権利義務を定めている。通信ライセンスに加え、規則は、通信設備ライセンスなどの通信情報技術省のその他の許可についても論じている。

ティラワ特別経済地域における投資申請に関する規則が公布された

国家計画経済開発省（“Ministry of National Planning and Economic Development”）は、2014 年 10 月 1 日、ティラワ特別経済地域（以下「ティラワ SEZ」）における投資許可の交付に関する規則を定めた。

ティラワ SEZ における投資申請に関する規則（以下「ティラワ SEZ 規則」）が、10 月初旬に投資企業管理局（“Directorate of Investment and Companies Administration”）のウェブサイトにアップロードされた。ティラワ SEZ 規則には、禁止又は許可される投資活動、自由区域（“Free Zone”）又は振興区域（“Promotion Zone”）における各事業の最低投資金額、及び投資家の申請に際して提出される書類の書式が列記されている。

ティラワ SEZ において禁止される活動には以下が含まれる。(1) 軍需品（武器、兵器、軍事目的の爆発物等を含む。）の製造加工又は軍事関連産業に提供されるサービス、(2) 自然環境又は生態系に害を及ぼす製造加工又はサービス、(3) ミャンマー国外の産業に対して廃棄物管理を提供するリサイクル事業、(4) 向精神作用を有する物質又は麻酔性を有する物質の製造加工、(5) 健康又は環境に影響を及ぼすものとして WHO の国際規則により禁止される化学物質を使用した毒物、農薬、殺虫剤等の輸入又は製造加工、(6) 国外からの産業廃棄物を使用する事業、(7) オゾン層を破壊するおそれのある禁止物質の製造加工、(8) アスベストを使用した製品の製造加工又は販売、(9) 健康又は環境を害する汚染物質の製造加工。

ティラワSEZ内において認められる投資活動は、ティラワSEZ規則において禁止されていないものである。これには、貿易業、不動産開発、エンジニアリング及びデザイン、倉庫物流サービス、研究開発サービス、コンピュータソフトウェアサービス、IT活用サービス、配送サービス、金融サービス、専門職サービス、賃貸サービス、建設関連サービス、教育サービス、環境保護サービス、医療健康サービス、観光関連事業、娯楽・エンターテイメント事業、文化・スポーツサービス、輸送サービス及び各種輸送を補助するサービスが含まれる。

ティラワSEZ規則は、また、各種事業について、以下のとおり、最低投資金額及び追加の条件を定めている。

事業の種類・場所	最低投資金額 (アメリカドル)
自由区域における輸出品製造業であって製品の少なくとも75%を輸出する事業	750,000
自由区域における裾野産業であって輸出品製造業者に対し製品の少なくとも80%を供給する事業	300,000
自由区域における貿易又は輸出に関連する事業	500,000
自由区域における物流事業	80,000 (単位は SDR)
自由区域における国際貿易展示場	10,000,000
振興区域における製造業	300,000
振興区域におけるサービス業	300,000
振興区域における不動産開発業	5,000,000
振興区域における職業訓練又は教育機関	2,000,000
振興区域におけるホテル業	三つ星クラス以上
振興区域における病院	100床以上

ティラワSEZ規則によれば、ティラワSEZにおける投資申請は、ティラワSEZ管理委員会（“Management Committee”）に対して直接提出する必要がある。管理委員会は提出から30日以内に申請を承認又は却下する。申請書類には、土地のリースに関するデベロッパーの承諾書、取締役又はパートナーの居住証明書、及び直近3年分のパートナーの所得税申告書又は企業投資家の監査済み貸借対照表を含めなければならない。申請者は、管理委員会が承認書を発行し次第、土地賃貸借契約書を締結することができ、承認書の発行から6か月以内にそのコピーを管理委員会に提出しなければならない。所定の期間内に土地賃貸借契約書のコピーを提出しなかった場合には、承認が取り消されることがある。

9 行の外国銀行に準備免許が交付された

外国銀行ライセンス委員会（“Foreign Bank Licensing Committee”）は、2014年10月1日にミャンマー中央銀行（“Central Bank of Myanmar”）のウェブサイトに掲示された声明により、9 行の外国銀行に準備免許を交付したことを公表した。

以下の9 行の外国銀行に対し、「ミャンマーにおける銀行業務の開始を準備するため」の準備免許が交付された。

1. オーストラリア・ニュージーランド銀行(“ANZ”)
2. バンコク銀行
3. 三菱東京 UFJ 銀行
4. 中国工商銀行(“ICBC”)
5. メイ銀行 (マレーシア)
6. みずほ銀行
7. オーバーシー・チャイニーズ銀行 (“OCBC”, シンガポール)
8. 三井住友銀行
9. ユナイテッド・オーバーシーズ銀行 (“UOB”, シンガポール)

25 件の申請のうち、9 行の外国銀行だけが選ばれた。準備免許は、12 か月間のみ有効であり、選ばれた各銀行に対し、業務開始の準備及び各行の申請に対する要望へ対応するための時間を付与するものである。その後、これらの銀行には事業許可が付与されるであろう。この事業許可により、外国銀行は、ミャンマーの銀行及びミャンマー国内の外国企業に対して金融業務を提供することが可能になると見込まれている。

中央銀行は外国為替管理規則を公表した

2014 年9 月30 日に公表された外国為替管理規則（“Foreign Exchange Management Regulations”）は、外国為替取引を行うディーラーに対する指示命令を定めている。

外国為替管理規則は、(1) ミャンマーの銀行の義務及び責任を明らかにし、(2) 住民又は非住民による外貨預金口座の開設手続を定め、また、(3) 外貨取引（海外への利益還元、利息、配当、知的財産関連の支払い、ローンの支払送金、外国人による給与の送金等）の手続を規定している。特に規則で対処されたのは、外国ローンの支払の点であり、ミャンマー中央銀行の承認が明確に要求されることとなっている。また、規則は、ミャンマー住民（国民及び外国人を含む。）の、規則の公布前に行われた外国投資の存在について、ミャンマー中央銀行に対し遅滞なく報告する義務を繰り返し述べている。

新しい MIC 通知が 8 月に公表された

ミャンマー投資委員会（“Myanmar Investment Commission”）。以下「MIC」）により、2014 年8 月に一連の新たな通知が公表された。

MIC は、2014 年8 月、MIC 通知 2014 年第 49 号、第 50 号及び第 51 号（“MIC Notification Nos. 49/2014, 50/2014 and 51/2014”）を公表した。MIC 通知 2014 年第 49 号及び第 50 号は、2012 年ミャンマー外国投資法（以下「外国投資法」）によりカバーされる種々の経済活動に関する承認及び要件を再編するものである。MIC 通知 2014 年第 51 号は、商業税及び関税の義務の免除に該当しない経済活動のリストを定めるものである。

MIC 通知 2014 年第 49 号は、明示的に MIC 通知 2013 年第 1 号を撤回し、外国人が行うことが禁止又は許可される経済活動のカテゴリーを整備している。MIC 通知 2014 年第 49 号は、以下の3 つの種類をカバーしている。(1) 外国投資に禁止されるもの、(2) ミャンマー市民との合弁によってのみ認められるもの、及び(3) 特定の条件の下で認められるもの。特定の条件の下で認められる経済活動には、(a) ミャンマー市民との合弁による必要があり、かつ、関連省庁からの推薦が必要なもの、及び(b) ミャンマー市民との合弁による必要があり、かつ、その他の条件が課されるもの、の二種類に分けられる。特別に環境影響アセスメントが必要とされる経済活動については、MIC 通知 2014 年第 50 号において、別途、列挙されている。

MIC 通知 2014 年第 49 号は、例えば禁止活動から電力の売買を削除するなど、MIC 通知 2013 年第 1 号において以前はより厳しく制限されていた活動のリストを変更している。同時に、以下の各活動は、MIC 通知 2014 年第 49 号ではミャンマー市民との合弁によって行うことが必要とされる分野から削除されており、もはや当該要件が求められていない。(1) 工業鉱物又は金属鉱物の探査、調査又は生産、及び (2) 大規模な鉱物の生産。そのため、これらの鉱物関連事業は、もはや完全外国資本において行うことが認められるであろう。MIC 通知 2014 年第 49 号は、この通知に含まれない経済活動は完全外国資本において行うことが認められる旨を明記している。

一方、MIC 通知 2014 年第 51 号は、外国投資法第 12 条 (J) に基づき、MIC が、いかなる投資事業について関税及び商業税の減免が適用されるかを定めるものである。この通知では、以下の活動は関税及び商業税の減免が認められないものとされている。

1. アルコール、ビール、たばこ及びこれらに類似する製品の製造又はこれらに関連するサービス
2. ガソリン、ディーゼル油、機械油又は天然ガスの流通
3. 車両修理及びこれに類似するサービス
4. ミャンマー国民による実行が可能な低技術、低額投資の産業（多くの労働力を要する産業を除く。）
5. 農業又は伐採のための森林地域（保安林及びその外側の保護林）の賃貸借
6. 天然資源を採掘する事業（オイル及び天然ガスの探査を除く。）
7. ビルディングの建設及び販売
8. 車両及び機械のレンタルサービス
9. レストラン及び食料品の販売

さらに、牛乳及び乳製品に関連する食品産業は、商業税の免除及び軽減が適用されないが、関税の軽減は認められる可能性がある。

MIC 通知 2014 年第 51 号は、しかしながら、この通知の各条項は将来に向けて適用される旨規定している。したがって、この通知は、その発効前にすでに MIC によって付与されている投資許可に対しては影響を与えない。

これらの新通知は、以下の URL から閲覧することができる。<http://dica.x-aas.net/dica/>